チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表 (8-1)農村地域防災減災事業※

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意 が得られていること。
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとと もに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)と の調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に 適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

%公害防除特別土地改良事業は8-2、地すべり対策事業は8-3を使用することとする。

チェックリスト判定基準表 (8-1)農村地域防災減災事業※

【優先配慮事項】

評価項目		 西項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効率性	率 性 (2)=		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると 認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等 について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
効		農業生産性の 維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向地域農業の生産性及び農業経営の維持 =(作物生産効果+品質向上効果+営農経に係る走行経費節減効果)(千円)/受 【注;効果項目は年効果額:千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く ①一般地域、②中山間地域	・向上による効果額 費節減効果+維持管理費節減効果+営農
			①水田主体地区:130千円/ha以上 畑主体地区:130千円/ha以上 ②水田主体地区:110千円/ha以上 畑主体地区:33千円/ha以上	①水田主体地区 : 130千円/ha未満 畑主体地区 : 130千円/ha未満 ②水田主体地区 : 110千円/ha未満 畑主体地区 : 33千円/ha未満
		産地収益力の 向上	振興計画等に位置付けられた農産物	徐く計画生産額
			①ア 8割以上 または、②ア 5割以上かつ、イ 50%以上増加	①ア 5割未満 または、 ②ア 8割未満かつ、イ 50%未満増加
	農業の 持続的 発展	望ましい農業 構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への現況農地利用集積率 (%) =関係市町村の担い手への集積面積 (ha	a)/関係市町村の耕地面積(ha) ×100
			80%以上または都道府県の平均以上	80%未満かつ都道府県の平均未満
		農地の確保・ 有効利用	面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付 ②作付率の増加ポイント(%)=計画 ※耕地利用率においては、永年性作	回作付率(%) -現況作付率(%)物・牧草の作付面積を除いて算定る水田主体地区は、耕地利用率を本地
			①耕地利用率101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均以上)または、 ②作付率の増加ポイント9%以上	

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効		農業生産基盤 の保全管理	②災害防止効果額(農業関係)(受益面積当たり) 災害防止効果額(農業関係)(千円/ha·年) =災害防止効果(農業関係)(千円)/受益面積(ha) ※畑主体では作物生産効果を加える 【注;効果項目は年効果額:千円】 ①一般地域、②中山間地域		
			①水田主体地区:310千円/ha以上 畑主体地区:440千円/ha以上 ②水田主体地区:470千円/ha以上 畑主体地区:240千円/ha以上	①水田主体地区 : 310千円/ha未満 畑主体地区 : 440千円/ha未満 ②水田主体地区 : 470千円/ha未満 畑主体地区 : 240千円/ha未満	
		災害防止効果額(一般資産+公共資産 =災害防止効果(一般関係)(千円) / 【注;効果項目は年効果額:千円】	E) (千円/ha·年)		
①410千円/ha·年以上 ②240千円/ha·年以上		①410千円/ha·年未満 ②240千円/ha·年未満			
		受益面積当たり他産業への経済波及ダ =農業生産増加粗収益額(千円)/受益 列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生 新整備による作物生産量の維持分を	加果額(千円/ha·年) ・面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の ・産効果における増加粗収益額であり、更		
		① 870千円/ha・年未満 ② 890千円/ha・年未満			
			○農業の高付加価値化 ①:地域において、農業の高付加価値化 ブランド化、環境保全型農業等)が行れ ②:地域において地域活性化に係る話合 A:2項目、B:1項目		
	多面的機能の 発揮		○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全 型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行わ れているか。 A:行われている、B:行われていない		
		国土の保全	○ソフト対策を活かした防災・減災力のコミュニティを活用した減災活動や農地る取組が行われているか。 A:行われている、B:行われていない	也・施設等が有する減災機能の強化に関す	

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	負担及びモニタリング体制等の調整状について、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は3点以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は以下)	住民の参加や地域住民との合意形成 Eを十分に発揮するための維持管理、費用 、R () の合計値により判断。 、A : 6点、B : 4~5点、C : 、A : 3点、B : 2点、C : 1点 踏まえていない
		景観	について、評価点(a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 (3指標のうち1指標が「一」の場合は 下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は 以下) ① a:踏まえている b:検討中 c: ② a:図っている b:検討中 c:	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 、 c: 1点)の合計値により判断。は、A: 6点、B: 4~5点、C: 3点以 、A: 3点、B: 2点、C: 1点踏まえていない
	関係計画との連携		①高生産性優良農業地域対策に基づく広振興等総合振興対策に基づく地域別振農業振興地域整備計画、いずれかとの②都道府県や市町村の国土強靱化地域③都道府県や市町村の地域防災計画区域、特域指定がなされていることについて、評価点(a:3点、b:2点A:10点以上、B:7~9点、C:6点1。2回られている b:図られるりつ。1回は、 b:図られるりつ。2回には、 b:図られるりつ。1回には、 b:図られるりつ。2回には、 b:図られるりつ。1回には、 b:図られるりつ。1回には、 b:図られるりつ。1回には、 b:図られるりつ。1回には、 b:図られるりつ。1回には、 b:図られるりつ。1回には、 c:図られるりつ。1回には、 c:図られるりのの方には、 c:図られている b:個には、 c:図られるりつ。1回には、 c:図られるりつ。1回には、 c:図られるりつ。1回には、 c:図られるりつ。1回には、 c:図られるりつ。1回には、 c:図られるりのでは、 c:図られば、 c:図は、 c:図	興アクションプラン、市町村が定める整合性 計画と本事業との整合性 本事業との整合性 弥米土壌地域等の各種法令、条例等で地 、 c : 1点)の合計値により判断。 以下 記込みがある c : 図られていないの事業) 記込みがある c : 図られていない 見込みがある c : 図られていない
	関係機関との協議		①河川管理者との協議(予備)が合意に②施設所有者、文化財管理者等関係者、な協議(予備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下(①または②が「一」の場合は、A:3①a:協議了 b:協議中 c:条②a:協議了 b:多くが協議中 c:多	道路管理者、漁協等との着工前に重要 (、 c : 1 点) の合計値により判断。 、 - : 該当なし 点、B: 2 点、C: 1 点) 協議 - : 該当なし

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環等	関連事業	との調整	①事業主体から概略構想(関連事業調書)の提出 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケーション等)の事前了解 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①または②が「一」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点) ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出 -:該当なし ② a:協議了 b:協議中 c:未協議 -:該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①が「一」の場合、A:3点、B:2点、C:1点) ①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:同意済み;受益者の大部分の同意が得られている b:同意済み;受益者の2/3以上の同意が得られている c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている ー:該当なし;地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b:協議中 c:未協議	
	事業推進	体制	①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:設立済 b:設立予定 c:未設立 ② a:提出済 b:提出予定 c:未提出	
#持管理体制 ①予定管理者の同意が得られているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるがについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値にA:6点、B:4~5点、C:3点以下、-:該当なし(予定管い事業地区) ① a:合意済 b:調整中 c:未調整 ② a:合意済 b:調整中 c:未調整		、 c : 1点)の合計値により判断。 、 - : 該当なし(予定管理者が存在しな 整		
	営農推進体制・環境		ョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・ ※流通・販売に関する基盤とは、近隣 場等へ輸送する場合の高速道路等	販売に関する基盤が整備されているか。 体の市場、直売所、食品加工場や遠方の市 b:2点、c:1点)の合計値により判 4~5点、C:3点以下) ていない 置 -:該当なし

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環等	緊急性	災害発生時 <i>の</i> 影響	の ①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した土地改良施設が存在する。 ②事業の対象施設として基幹土地改良施設(ダム、頭首工)やライフラインとの共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設(学校や医療機関等)が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響(ライフラインや交通等)が想定される。について、該当する項目の数により判断。 A: 3項目、B: 2項目、C: 1項目、-:該当なし		
		被害の発生頻度			
ストック効果の最大化		関する評価項目におけるA評価の割合 推進体制に関する評価項目及び該当なし			

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

^{※※}地区内に一般地域と中山間地域が混在する場合は、一般地域として評価する。